

## 外国人介護人材に係る各種制度(平成30年4月1日現在)

○介護福祉士を目指す外国人の方に対する補助や貸付け事業を実施しております。

- (1) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
- (2) 介護福祉士等修学資金貸付事業

[http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo\\_hoken/hojokin/](http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/hojokin/)  
<https://www.shimane-fjc.com/jobseeker/573>

○外国人介護人材に係る各種制度とお問合せ先について(平成30年4月1日現在)

制度	EPA(経済連携協定)による 介護福祉士候補者受入れ	介護職種の技能実習生受入れ
受入先	介護施設 ※サービスの種類に限定あり	各監理団体等
根拠法	—	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(「技能実習法」)
制度の 開始時期	2008年度(平成20年度)～	2017年(平成29年)11月1日～
入国時の 在留資格	特定活動	技能実習
所管庁	厚生労働省	法務省・厚生労働省
対象国	インドネシア(平成20年度～) フィリピン(平成21年度～) ベトナム(平成26年度～)	送り出し希望国と順次取り決め
お問合せ先	公益社団法人 国際厚生事業団 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目3番20号 虎ノ門YHKビル4階 【ホームページからの照会はこちら】 <a href="http://www.jicwels.or.jp">http://www.jicwels.or.jp</a> (お問合せフォームに入力) 【電話番号】 ①新規の受入れに関する相談 ⇒ 受入支援部 ☎03-6206-1138 ②既受入れに関する相談 ⇒ インドネシア人相談窓口 ☎03-6206-1149 ⇒ フィリピン人相談窓口 ☎03-6206-1142 ⇒ ベトナム人相談窓口 ☎03-6206-6991	島根県商工労働部雇用政策課多様な就業推進室作成(H30.6月)の「外国人雇用の基礎知識」をご参照の上、各関係機関へご照会ください。 【雇用政策課多様な就業推進室のホームページはこちら】 <a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/gaikokujinnokoyo/index.html">http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/gaikokujinnokoyo/index.html</a>